

かすみがうら市議会議案審査特別委員会会議録

令和元年9月11日 午前10時00分 開 議

出席委員

委員長	来栖丈治
副委員長	宮嶋謙人
委員	矢口龍男
委員	中根光雄
委員	佐藤文樹
委員	古橋智子
委員	田谷文勉
委員	岡崎成二
委員	川村健夫
委員	設楽繁行
委員	櫻井公生
委員	久松博一
委員	小倉健一
委員	櫻井健一

欠席委員

委員 鈴木良道

出席説明者

市長	坪井透
副市長	横瀬典生
市長公室長	辻和徳
総務部長	小松塚隆雄
市民部長	山内美則
保健福祉部長	寺田茂孝
都市産業部長	鈴木芳明
建設部長	石塚洋二
教育部長	田崎守一
消防長	雨貝忠
次長(兼)消防総務課長	片岡修
参事	木村俊夫
政策経営課長	槌田浩幸
検査管財課長	貝塚裕行

市民協働課長	中 泉 栄 一
生活環境課長	廣 原 正 則
市 民 課 長	加 藤 洋 一
介護長寿課長	齋 藤 正 通
子ども家庭課長	幕 内 浩 之
農林水産課長	仲 戸 禎 雄
観光商工課長	根 本 和 幸
下水道課長	鈴 木 仁 志
水道課長	齊 藤 健
学校教育課長	岩 井 雄一郎
企画監	豊 崎 伴 之

出席書記名

農林水産課	由 波 航
道路課	植 村 賢 司
議会事務局	檜 山 宏 美
議会事務局	澤 田 幸 一

議 事 日 程

令和元年9月11日（火曜日）午前10時00分 開 議

1. 市長挨拶

2. 議案の審査

- (1) 議案第51号 かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に関する条例の制定について
- (2) 議案第52号 かすみがうら市保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第53号 かすみがうら市高齢者センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- (4) 議案第54号 かすみがうら市教育支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- (5) 議案第55号 かすみがうら市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- (6) 議案第56号 かすみがうら市太陽光発電設備の適正な設置及び管理による生活環境の保全に関する条例の制定について
- (7) 議案第57号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第58号 かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第59号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) 議案第60号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）
- (11) 議案第61号 令和元年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- (12) 議案第62号 令和元年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）
- (13) 議案第63号 令和元年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第1号）
- (14) 議案第64号 防災行政無線デジタル同報系統統合システム整備工事（Ⅲ期）請負契約の締結について
- (15) 議案第65号 かすみがうら市立下稲吉中学校用地の取得について

3. 閉 会

開 議 午前10時00分

○来栖丈治委員長

おはようございます。

ただいまの出席委員は14名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから令和元年第3回定例会議案審査特別委員会を開きます。

次に、書記を指名します。農林水産課 由波 航君、道路課 植村賢司君、議会事務局 澤田幸一君、同じく檜山宏美君、以上4名を指名いたします。

本日の日程は、タブレット端末に掲載いたしました審査予定表のとおりであります。

なお、本日の審査に係る資料につきましては、お手元に配布したとおりであります。

また、議案集並びに議案概要書につきましては、お手元のタブレット端末でごらんになれますので、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

それでは、審査予定表に基づき、本委員会に付託されました議案等の審査に入ります。

本日、市長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

それでは、改めまして皆さんおはようございます。

委員の皆様には、令和元年度第3回定例会議案審査特別委員会を開催いただきまして、御礼を申し上げます。昨日の本会議から、付託をされました15案件につきまして、慎重に審議を賜りまして可決いただきますことをお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

○来栖丈治委員長

ありがとうございました。

ここで、執行部に申し上げます。

議案審査の順序につきましては、審査予定表に基づき、審査することといたします。

また、能率的かつ効率的な委員会運営を図るため、簡潔な説明並びに簡明な答弁をお願い申し上げます。

初めに、議案第51号 かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

行財政改革・公共施設等マネジメント推進担当から、特に補足説明等はございませんか。

参事 木村俊夫君。

○参事（木村俊夫君）

おはようございます。座ったままで大変申しわけございません。

議案第51号につきまして、かすみがうら市のかすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に関する条例の制定につきまして、補足の説明をさせていただきたいと思います。

今回の議案でございますけれども、旧穴倉小学校を活用させていただきまして、現在整備を進めております健康増進を中心といたします複合型の拠点施設の供用開始に向けまして、名称をかすみがうらウエルネスプラザとしまして、その設置及び管理に関して、必要な事項を定めさせていただくために、今回の条例を提案させていただくものでございます。詳細な内容につきまして、行革・FM推進室室長の豊崎企画監よりご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○来栖丈治委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

それでは、議案第51号 かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理に関する条例の制定について、補足の説明をさせていただきます。

議案集では11ページから、議案概要書では4ページからとなります。

最初にこの施設につきましては、議案第52号の保健センターの条例とこちらのウエルネスプラザの条例の2本立てでの位置づけとなります。

保健センターが行う事業などにつきましては、保健センターの条例を適用することになり、ウエルネスプラザは供用開始後、健康づくり増進課の所管施設といたします。

議案概要書に沿って、ポイントを説明させていただきます。

最初に、議案概要書4ページの1としまして、要旨を記載してございます。

条例案の第1条にあるウエルネスプラザの設置目的に関するものでございます。

次に、2としまして、管理運営に関する内容を整理してございます。

まず、(1)としまして、第2条の施設の名称と位置についてです。他の施設の条例と同様に、かすみがうら市の冠をつけまして、かすみがうらウエルネスプラザを施設の名称とするものでございます。

続いて、(2)としまして、第4条のウエルネスプラザで行う主な事業を挙げております。アとイに関しましては、保健センターなどの事業を補完し、市民の健康づくりを推進する事業、ウ、エ、オにつきましては、地元の志士庫地区の公民館活動の場として、また、これまでの高齢者センターの機能などを担うことを指しております。

このほか、施設の管理運営に関する事項を規定してございます。

続いて、(3)としまして、第5条の規定の施設構成といたしまして、主に市民等への貸し出し施設となる研修室などを列挙してございます。

続いて、次のページにまいりまして、(4)としまして、第6条及び別表第1の休館日と開館時間の規定内容でございます。市の施設では毎週月曜日を休館とするものが多くございますが、こちらの施設の場合、保健センター等の職員は月曜日も勤務しておりますので、施設を有効に活用いただけるよう研修室等の貸し出しにつきましては、保守点検等のために、月1回のみの休館日といたしまして、いわゆるハッピーマンデーと休館日が重ならないよう、第2火曜日を休館日としております。

また、年末年始に関しましては、研修室の部屋や体育館等の貸し出しに関しては、庁舎等と同様に、12月29日から1月3日までを休館といたしますが、トレーニングルームにつきましては、継続的な運動をしていただくという観点から、大晦日と元日のみを休館としております。

一方、開館時間に関しましては、主な施設と同様に夜10時までとしますが、日曜日や祝日に関しましては、夜遅くの時間帯の稼働状況などを考慮し、午後7時までとしております。

続いて、(5)としまして、そうした施設の使用料を第9条に規定してございます。アの貸切り使用料に関しましては、他の施設と同様の算出根拠を用い、設定しておりまして、公の施設の使用料等に関する条例を改正し、1時間当たりの使用料を規定いたします。

次のページにまいりまして、イのトレーニングルーム等に関しましては、個人利用の1人当たりの使用料となります。こちらにつきましては、トレーニング器具を設置し、指導者が常駐する運営体制を計画しておりますので、場所の費用に加えまして、器具や、指導者に係る経費などを根拠に算定をし、1回当たりの使用料、11回当たりの回数券、3カ月分の定期券の額を規定してございます。

市外の方々にも、利用いただけるよう先ほどの研修室などのように、市外割増しの規定はしていませんが、3カ月分の定期券や、高齢者等の使用料に関しましては、市内在住、在勤の方のメリットとなるような金額で設定してございます。

続いて、(6)としまして、指定管理者に管理を行わせる場合の規定を第17条から第20条にかけて規定してございます。

この条例が可決成立した場合には、指定管理者の公募等の事務を進めていきたいと考えてございます。

続いて、(7)としまして、この条例に関連する他の条例の改廃について、主なものを記載してございます。

まず、アとイに関しましては、旧穴倉小学校体育館や、旧志士庫地区第1公民館につきまして、これまで旧小学校体育施設条例や、旧地区公民館の条例に規定していましたが、これらの機能がウエルネスプラザに移転するため、既存の条例における位置づけを削除するものでございます。

次のページにまいりまして、ウとエに関しましては、保健センターや高齢者センターの機能がウエルネスプラザに移転するため、これらの条例の改正や廃止を行うものでございますが、こちらの2件

の条例につきましては、3分の2以上の賛成により可決される必要がある議案でございますので、別の議案での提案となっております。

また、現在、千代田高齢者センターを使用して、事業を行っております教育支援センターにつきましては、現在の施設を使用し、継続して、事業を実施するため、教育支援センターの条例として、新たに制定する別議案、議案第54号を提案させていただいております。

以上が主な内容でございますが、最後に、3として、記載しておりますこの条例の施行日に関しましては、この条例の公布の日から1年を超えない範囲内で規則で定める日としてございます。

現在、工事が進行中であり、大規模改修ということから、工事の状況等により、開館時期への影響が考えられるため、今回の提案の段階では、このような規定とさせていただいております。

現時点での開館時期の目標といたしましては、来年度、5月連休明けの6月ごろを想定しておりますが、指定管理者の公募といった準備行為を進めるため、今回の議会に条例を提案させていただいたものでございます。

補足説明、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

今、ウエルネスプラザの主な事業として、アとイ、そのほかに、ウ、エ、オが志士庫地区の方を対象にしたとおっしゃったと思うが、これ、どういう意味ですか。

○来栖丈治委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

まず、ウに関しましては、市民交流及び公民館活動の支援に関すること、ということで、条例上記載させていただいております。

先ほど、例として志士庫地区の公民館活動を申し上げましたが、これまでの地元との調整の中で、今現在の旧志士庫地区第1公民館の機能については、廃止をして、こちらのウエルネスプラザでその機能を引き続き担っていただくということです。例えば、あじさい館に関して申し上げますと、美並地区の公民館活動の拠点が、あじさい館ということになってございます。それと同じような形で地元志士庫地区の公民館活動の拠点として、ウエルネスプラザを使用していただくということでの説明でございました。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

エとオというのは、別ですね。それでは、ウだけが志士庫地区を対象にしたということですね。

それでお聞きしますけど、つまり、志士庫地区の方は、料金等は免除されると考えてよろしいですか。

○来栖丈治委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

公民館支館の活動になります。公民館支館というのは、市の機関の一部でございますので、公民館としての事業の実施であれば、使用料は免除の対象になります。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

使用料等も決めてあって、いわゆる公の施設の使用料に関する条例に基づいて、試算をしたということだと思います。これは、去年、おとしでしたか、公共施設の問題で、減免についてかなりの要望があって、最終的に、団体として減免できるところは減免を申請して、その結果、減免の対象になっている団体は減免になったと思うが、それを準用するということによろしいですか。

○来栖丈治委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

そのとおりでございます。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

引き続きですが、個人の場合は、そういう対象になりませんから、個人の場合の料金は、そういう減免はないと。ただ、高齢者や障害者の場合は、単価が安いということぐらいでしょうか。

○来栖丈治委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

個人使用の場合には、そういったことになります。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ちょっと、ホームページに、指定管理者にかかわって、（仮称）かすみがうらウエルネスプラザにおける民間活力の導入可能性に関するサウンディング型市場調査の実施結果概要というのが出ていますね。

これは、委託設計した中身なのかどうかということかと読んでみて、何を言っているのかなと思ったのですが、独自にA社、B社、C社等々にいろいろ調査をかけてみたということなのかどうかと、このE社までについてはどう選定したのか。これが指定管理者のほうにも連動するのでしょうか。

○来栖丈治委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

ただいまご質問のありましたサウンディング型市場調査の実施につきましては、昨年度末に、全員協議会等でご説明させていただきました。

内容としましては、施設の管理運営に関する民間活力の導入の可能性の把握ということで、指定管理者制度での運営がなじむかどうかであるとか、そういった場合の効果を民間事業者からお聞きしたものでございます。先ほどA社からE社までとありましたけれども、これは、公募により、参入意欲

のある企業がそれだけいらっしやったということでございます。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

つまり、これは公募して、E社、F社まで公募が来たということですから、今、これは条例が可決されれば、ウエルネスプラザの管理は、指定管理者に行わせる予定だということですか。このウエルネスプラザの管理を指定管理者に行わせるというのは、ちょっとイメージ的によくわからないですが、教えていただけますか。

○来栖丈治委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

まず、市の施設の運営の方法としまして、従来からの直営の施設と、あとは、民間活力との連携をして指定管理者という制度が、今、二本立てで市も実施しております。今回、指定管理者制度の中で、期待する部分というのは、やはり、民間ならではのノウハウの活用という部分が大きくあります。

特に、トレーニングルームを設置いたしまして、指導員を常駐して運営していく体制であるとか、関連する自主事業などを実施していただいて、各種講座を開いていただいたり、市職員の直営ではなかなかできないような部分でのノウハウを期待する部分と、あとは、指定管理者制度の最初の導入の目的でもありました管理運営の効率化という部分でも、民間ノウハウを活用したいというものでございます。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

今、トレーニングルームの活用の問題とか、自主的な運営とか、何か、公的にはできず民間でないとできないような話ということですが、どうもそこら辺がよくわかりませんね。

いずれにしても、効率化と言いますが、今、あじさい館も指定管理者になっているのですか。

○来栖丈治委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

あじさい館は、直営でございます。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

最初は直営でずっとやってきて、途中で、指定管理者にしましたよね。2年ぐらい、指定管理者になりませんでしたか。その後、また、戻ったということでしょうかね。

○来栖丈治委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

ただいまのご質問で、途中の2年間ぐらいという部分は、指定管理者制度ではなくて、施設管理を一括して業務委託していたということで、あくまでも主体は、市の運営と記憶してございます。

○来栖丈治委員長

ほかに、ございませんか。

矢口委員。

○矢口龍人委員

先ほど、ちょっと聞き漏らしたけど、どちらが所管するということでしたか。

○来栖丈治委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

保健センターを所管しております、健康づくり増進課の所管施設といたします。

○来栖丈治委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

そうしますと、この内容的には、健康づくり増進課だけで補えるだけの内容ではないかなと。結構、広範囲にわたっての運営だと思うけれども、今、おっしゃったように、管理運営を指定管理者にさせるのか、先ほど言ったように、部分的な部分を指定管理者にやってもらうのか、その辺のところをはっきりと、説明いただけますか。

○来栖丈治委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

先ほどの説明の冒頭で申し上げましたように、こちらの施設につきましては、保健センターの条例と、ウエルネスプラザの条例ということで、二本立ての条例で1つの施設を使い分けるということになります。

ですので、保健センターとしてやるべきことは保健センターの職員が直営で行いまして、それを補完するいろいろな事業は、指定管理者のほうでやっていただいて、施設の清掃であるとか、管理であるといったものを含めて、指定管理者にやっていただくという仕分けになります。

○来栖丈治委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

何か、すごく、わかりづらいというか、指定管理者にお願いするという業務が非常にわかりにくいと思うよね。結局、いろんな機能を有していますので、そういった中で、その保健センターは、保健センターの部分で管理すればいいわけでしょうけど、その他の部分が非常に複雑というか、老人センターがあつたり、それから、シルバー人材センターが入っていたり、その辺のところのラインというところは、きちっと設けられるような計画ですか。

○来栖丈治委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

今のご心配でございますけれども、施設の所管としての位置づけは健康づくり増進課ということで、そこが窓口となって指定管理者とのやりとりであるといったことがありますけれども、ご指摘いただいたように、複合的な多目的施設でもありますので、当然庁内での連携は、保健センター、健康づくり増進課を中心に関係する部署が、連携して、対応していくような体制になってまいります。

○来栖丈治委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

それで、一般質問でも話したと思うけれども、本来であれば、これだけの施設をつくる上では、やはり事前にファシリティマネジメントとしてのスクラップアンドビルドでしょうから、それに対する実行計画をきちっとやっぱり示した上で、こういう条例改正にもっていくのが筋だと思う。いまだにまだ、そういう発表がないけれども、どのようにお考えで今、実施しているのですか。

○来栖丈治委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

ただいまのご質問でございますけれども、ご指摘のように、全体計画がなかなかお示しできないような状況であるのは、そのとおりでございます。

そういった計画をつくるためにも、モデル的な事業として位置づけて、今回の事業は進めてございます。

先導的な取り組みとして、こういった施設の再編の効果というものを具体的にあらわしていくことによって、今後の全体的な計画の推進に当たっても、今回の整備の効果というのは活用できると考えております。

○来栖丈治委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

後からつくるのは、計画と言わないと思います。やはり、きちっと、議会でも示して、実施するというのが本来の姿と思うので、これをモデルにして云々というのは、ちょっとおかしい話で、やっぱり、市民にも、もっと広く情報を与えるべきだと思うよね。

こんなこと知らない人たくさんいますよ。大体、我々も知らないところ、たくさんありますので。そういった面では、ちょっと、怠慢ではないかなと私は思います。

○来栖丈治委員長

参事 木村俊夫君。

○参事（木村俊夫君）

委員おっしゃるとおりだと思いますが、大変申しわけございません。

今回、設管条例を制定させていただきまして、その後すぐに市民の皆様方にきちんと伝えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○来栖丈治委員長

ほかに、ございませんか。

設楽委員。

○設楽健夫委員

議案集 18 ページの第 21 条第 7 項の件についてですけれども、かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の改正案が出ています。この条例は、公民館条例の社会教育法に基づいて制定されている条例の中の第 2 項に、地区公民館及び分館制度が盛り込まれていますね。

その中で、旧公民館の施設をどのように活用していくのかということで、旧地区公民館設置及び管理等に関する条例があると思う。この項目については、条例の中で、一方で整備していくことが必要

だと思うんですね。

F Mのほうで、旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の旧志士庫地区第1公民館の項を削ると書かれていますけれども、やっぱり、本体といいますか、旧地区公民館条例の改正が必要だと思う。

また、この旧地区公民館条例は、公民館条例とも兼ね合ってくる条例になってきますので、そこの整合性も含めて、そこが提案してくる内容がここには含まれていると思うけれども、これ、いかがですか。あるいは、どういう調整をされてきたのか。

○来栖丈治委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

まず、ただいまの旧地区公民館の設置及び管理に関する条例でございますけれども、こちらの設置条例につきましては、統廃合により地区公民館として用いなくなった建物の暫定利用ということで設置をされている旧地区公民館という名前の建物のことございまして、この施設自体には社会教育法は及んでございません。

こちらを附則で改正しておりますが、これは、本体そのものを改正するのと同じ効果をもたらすものでございますので、本体を改正しているのと同様という扱いになってまいります。

○来栖丈治委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

そうしますと、このかすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例のこの母体といいますか、所管はどこですか。

○来栖丈治委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

教育委員会の所管になります。

○来栖丈治委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

そうしますと、教育委員会、社会教育法に関連する案件で、教育委員会が関連する内容だと思うんですね。

施設も絡んできていますけれども、この点については、やはり、社会教育法、あるいは、公民館条例にかかわる問題になってくるんで、そこがこのウエルネスプラザの開設に伴って、公民館が移動するなら、移動するということで、この条例の改正案を提起してくるということにはなりませんか。

○来栖丈治委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

まず、この条例としましては、市長が提案するものでございます。

制定された条例について、管理運営を教育委員会に委任、あるいは、補助執行しているという観点になりますので、条例としては、市長が提案するものでございます。

この提案に当たりまして、教育委員会に当然のことながら、意見照会をしております、異議のない旨の回答をいただいております。

○来栖丈治委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

私が質問しているのは、この旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の改正の提出所管は、教育委員会にあるのではないですかということを言っているんですよ。

○来栖丈治委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

こちらの公民館条例に限らず、ほかの条例も含め、それぞれの条例の所管課と合議をいたしまして、一括して、提案をしてございますので、それぞれの課から、提案されているのと同じ効果でございます。

○来栖丈治委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

これはもう、要望になりますけれど、もう一つはかすみがうら市旧学校体育館施設条例というのがありますね。その中に、旧穴倉小学校体育館、旧志士庫小学校体育館が記載されていますね。

これも、今回同じように、削るという内容が入っていますね。この点と、先ほど言った旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の点については、この主管部門と、もう少し協議をして、具体的な提案についても、もう少し整理をして、今後いつていただきたいと思います。

以上です。

○来栖丈治委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

今の体育館につきましては、実物はそのまま残って、所管が変わるということで、今回、このような改正になってございます。

旧志士庫小学校については、今回は触れていませんけれども、他の体育館も含め、今後、所管課とも協議をしていきたいと思います。

○来栖丈治委員長

ほかに、ございませんか。

川村委員。

○川村成二委員

使用料の中で、多目的室が3カ所ございます。その中で、205号室が市内利用料としては780円と高いということは、面積的に広いと思いますが、この広い多目的室は逆に、どのような目的で使うことが可能なのか。それから、この料金でなければならないのか。あるいは、半分使うことができるのか。その辺はいかがなことを考えているのか、お伺いします。

○来栖丈治委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

まず、多目的室の料金が高いのは、ご質問がありましたように、面積がほかの教室に比べて倍以上あるような部屋でございます。

通常的な使い方としまして、今、想定しているのは、貸し出しというよりは、どちらかというと、市の事業で健康診断、乳幼児の健康診断の部屋などとして、一番使い勝手がいい部屋ではないかと考えてございます。

収容人数的には、大規模で、集会的に 50 人以上になるようであれば、この部屋のご利用をお勧めしたいと思います。けれども、出入り口等の確保の関係から、なかなか分割してというのは難しい形態でもございますので、この料金としております。

逆に、小規模な利用であれば、前の教室サイズであります 202 号室であるとか、203 号室といったところのご利用をお願いしたいと考えてございます。

○来栖丈治委員長

川村委員。

○川村成二委員

その利用目的の中に、軽運動室は別の部屋になっています。この多目的室で、ダンス等の体を動かす軽運動的なものがもし使えるのであれば、利用があってもいいと思いますが、それは利用可能でしょうか。

○来栖丈治委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

軽運動室の 204 号室につきましては、床もクッション性を持たせた床でしつらえる予定になっています。

多目的室に関しましては、いわゆる上げ床になっている現状がありますので、余り強度なものでなければ、そういったところでの使用も可能でございます。

○来栖丈治委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

指定管理者をサウンディング型市場調査で募集するために、設管条例を先に先行するということは理解できる。けれど、先進事例として、おおよそ新規設置の公共施設として、初めからこういう使用料を加えるというのは、地元の企業に管理だけさせるのなら、別にいいですけど、サウンディング型市場調査までやって、いろいろ民間の運用の幅を持たせて公募しているところで、狭まってしまうのではないかなという心配がありますけれど、そういう対応の心配はどうか。

○来栖丈治委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

ただいまのご質問でございますけれども、こういった形で指定管理を導入している先進事例といたしましては、県内では、取手のウエルネスプラザがこちらと同様の施設構成で、保健センターも入居している状況でございます。

そのほか、類似するものとしましては、つくば市のウエルネスパークは、プール、温浴等も備えた施設、それから、筑西市にありますあけの元気館あたりを参考にまいりました。

今回の使用料に関するご心配でございますけれども、使用料としては、この設定をいたしますけれども、指定管理者制度の場合は、これを上限額とするような条例上の規定になってございますので、その中で指定管理者側の運営努力によって、コストが下げられるのであれば、使用料を抑えていくと

ということで、市民に還元するということも可能な条例の立てつけになってございます。

○来栖丈治委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

ですから、その上限が、一般的な価格なものですから、もっと付加価値を加えて、指定管理者としてやりたい場合に、足かせになってしまうのではないという心配で質問しました。

○来栖丈治委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

施設の使用料としては、市のほかの施設と同じ算出根拠を用いて算定をしております。

管理運営の方法でさらに指定管理者側でもっと付加価値を持った使い方ということであれば、そういったところは、指定管理者側の自主事業ということで、いろいろな事業を企画していただいて、その中で、参加者の負担金を求めていくということも指定管理者としての運営内容になってまいりますので、そういった創意工夫を期待しているものでございます。

○来栖丈治委員長

ほかに、ございませんか。

設楽委員。

○設楽健夫委員

7月31日付で、これは大山教育長宛に志士庫支館長から要望書が提出されています。この要望書については、既にごらんになっているのか、まだか、ちょっとわかりませんが、この運用に際しては、志士庫支館長から出ている細かな内容が入っていると思います。けれども、指定管理者の仕様書を作成していくに当たっては、十二分に検討していただきたいと、これは要望事項になりますけれども、よろしくお願いしたい。

○来栖丈治委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

要望については、拝見しておりまして、そういったご要望を踏まえて、今後の調整を進めていきたいと思っております。

○来栖丈治委員長

久松委員。

○久松公生委員

施設のことで、1つだけお聞きします。201号室の音楽室です。まだ、この部屋を確保するという段階かもしれませんが、例えば、防音になっているとか、ピアノが置いてあるとかわかれば教えていただきたいと思います。

○来栖丈治委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

音楽室ということで、名称をつけているように、防音には配慮した設計になってございますが、完全な密室、まるっきり音が聞こえないかどうかというところまでの防音ではありませんが、ほかの迷惑にならない程度の防音は確保しております。

また、ピアノ等の備品については、これからの調整になってまいりますので、改めてそこは調整して、必要であれば置くようなことも考えていきたいと思います。

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

議案第 51 号、ウエルネスプラザの施設管理のことですが、もともと、そもそも、この 6 億円を投入して、複合型の健康福祉拠点なるものが必要なのかということが、やっぱり私は問われていると思うんですね。

市民の要求に基づいてないのではないかと、ということが根本にあると思うんですよ。今、矢口委員からも指摘がありましたけども、今、本当に、緊急に必要なのかということが、疑問だと。あちこち分散しているというけども、逆に分散して、使用勝手がいいというのが、今なんじゃないかなと思うんですね。

ですから、この物すごい投入額ですよ。そういう意味では、まちづくりの優先順位をやっぱり考えて、やるべきものだと思う。ですから、そういう前提に立つと、この設管条例そのものも、もう、つくって進行していますから、条例は何とかしなくてはいけないと思いますが、私自身は、このウエルネスプラザ自身が問題だという観点から賛成できないということであります。

○来栖丈治委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、異議がありますので、起立によって、採決します。

本案は、原案のとおり、可決をすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○来栖丈治委員長

起立多数であります。

よって、本案は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）のうち、行財政改革・公共施設等マネジメント推進担当所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

ここで、委員各位に申し上げます。

本案につきましては、本日、審査予定の保健福祉部子ども家庭課の質疑が終わった後に、討論並びに採決をいたします。

それでは、行財政改革・公共施設等マネジメント推進担当から、特に補足説明等がございませんか。

参事 木村俊夫君。

○参事（木村俊夫君）

それでは、補足説明をさせていただきます。

議案第 60 号、補正予算の議案集の 50 ページ、それと議案概要書の 17 ページでございます。

2 款 1 項 6 目 06 事業で、公有財産調整事業（政策）でございます。

こちらの 13 節委託料の補正予算につきましては、霞ヶ浦地区小学校の廃校活用のために、土地、建物に係ります不動産鑑定評価及び建物表題登記業務を行うために、委託料の予算化を計上させていただくものでございます。

06 事業の公有財産調整事業（政策）217 万 8000 円の中で、13 節としまして、不動産鑑定評価業務委託 124 万 3000 円と同じく 13 節の建物表題登記業務委託で 93 万 5000 円になります。

具体的な内容につきましては、8 月 27 日の全員協議会で説明をさせていただきましたが、廃校活用に関します現状の報告、さらには、説明をさせていただきました。

この中で、旧牛渡小学校と旧志士庫小学校の両校の活用につきまして、民間による廃校の活用が見込まれるということでございますので、今後、貸し付け、もしくは、売買といった形になることを想定しまして、評価額の算定をさせていただきまして、基礎資料として、交渉に今後当たっていきたいというようなことで補正予算の計上をさせていただいたものでございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

以上です。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、行財政改革・公共施設等マネジメント推進担当に対する質疑がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ということは、不動産鑑定の評価業務委託というのは、2 カ所ということですか。

○来栖丈治委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

そのとおりでございます。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

この評価の業務委託そのものは、2 カ所で平均的な委託料ですかね。

○来栖丈治委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

今回の予算計上に当たりまして、参考見積もりを複数取り寄せておりますので、標準的な金額でございます。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、議案第56号 かすみがうら市太陽光発電設備の適正な設置及び管理による生活環境の保全に関する条例の制定についてを議題といたします。

市民部から、特に補足説明等はございませんか。

市民部長 山内美則君。

○市民部長（山内美則君）

それでは、議案第56号 かすみがうら市太陽光発電設備の適正な設置及び管理による生活環境の保全に関する条例の制定についての説明を申し上げます。

議案集では29ページから34ページでございます。議案概要書は12ページでございます。こちらをごらんいただきたいと思います。

本市では、これまで太陽光発電設備施設の設置を行おうとする事業者に対しまして、県のガイドラインに基づき、事業概要書の提出を求め、あらかじめ事前協議を行ってきたところですが、昨今、苦情等のトラブルがふえている状況にあることから、設置に係るルールの明確化を目的といたしまして、新たに条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、設置者、管理者及び市等の責務並びに事業を行うに当たっての必要な手続、計画書の提出や、協定の締結、さらに、指導勧告等について、規定するものでございます。

施行年月日につきましては、令和2年1月1日としております。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

昨今の当該施設にかかわる苦情やトラブルが増加傾向というふうに書いてあります。

やはり、私もそういうことを聞き及んでおりますし、全国的にも、非常に悪い場所に設置して、大変とありましたよね。つくば市のほうでも、土砂崩れが心配になるようなことがあります。

いわゆるかすみがうら市では、そういうトラブルについて、私は個人的には聞いてはいますが、実際、市当局のほうでは、どのような事例がございますか。

○来栖丈治委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

トラブルということでございますが、近隣の地権者等からのお話で、雑草の件でありますとか、雨水の放流等の件などが挙げられております。

これまでで報告された例を申し上げますと、平成30年度でございますけれども、雑草で1件ございまして、また、これも平成30年度でございますが、放流、雨水の放流で1件ございました。

また、昨年度から、今年度にかけてまして、太陽光の土砂崩れというか、一面、のりが崩れてしまったという件がございまして、それも報告を受けております。

以上でございます。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

土砂崩れというのは、やっぱり、非常に危険だと思いますが、かすみがうら市でそういうことがあったんですか。場所も。

○来栖丈治委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

これにつきましては、太陽光発電ののり面のところが崩れてしまって、雨水が流れてしまったという報告を受けております。

場所につきましては、牛渡地内でございます。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

川村委員。

○川村成二委員

これまでは、県のガイドラインに基づいて、管理運営を進めていたと思いますけども、今回、条例を制定するに当たっては、県内でほかの自治体もまだ制定されていない自治体が多いと思います。

そこで、県内の状況と、今回、かすみがうら市は、条例を提案するに至った背景等ありましたら、教えてください。

○来栖丈治委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

県内の状況でございますが、これまでに9市町村が条例または独自のガイドラインを制定しているとお伺いしております。背景としましては、近隣の土浦市、石岡市等におきまして、条例を制定しているということもございます。また、先ほど申し上げました苦情やトラブルが増加傾向にある。その辺のところから、当市においても、条例を制定ということに至ったところでございます。

○来栖丈治委員長

川村委員。

○川村成二委員

条例を制定するに当たっては、土浦市と石岡市とも違って、かすみがうら市独自の環境があると思います。そういった意味合いで、この条例で、かすみがうら市が特別な項目を設定している等の内容がありましたら、教えてください。

○来栖丈治委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

当市の条例の中で、特別に他市とは違うところでございますけども、条例の第2条定義のところの第4号でございまして、特定設置者というものを挙げております。特定設置者につきましては、出力が500キロワット以上、または、事業区域の面積5,000平方メートル以上の案件につきましては、市と協定を締結すること、災害時、廃止時の積み立ての実施を行うことの制定を行っております。

特別、ほかの市町村と変わっているとしましては、協定であるとか、積み立ての実施などを行うところで、制定をしているところでございます。

○来栖丈治委員長

ほかに、ございませんか。

古橋委員。

○古橋智樹委員

他市町村は、罰則を設けているところありますか。

○来栖丈治委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

これにつきましては、当市でも罰則として、指導、助言、勧告によって従わない業者に対しましては、公表ができる。その業者の公表ができるようにするというのを罰則として設けてございますが、ほかの市町村においても、そのような事例はございます。

○来栖丈治委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

罰則と言えば、過料とか、とが料というのが、通例ですけども、公表では、ちょっと弱いのかなという心配もします。一番ケースとして心配されるのは、その設置者が権利をどんどん転がってしまったとか、破産してしまったとか、そういう場合に、罰則が民事刑法なりにリンクしていて、行政としても、よりどころとして対応しやすいというところがあります。いろいろ消極的なことに対応するには、ちょっと公表だけでは、しっかり管理できないのかなという心配も出てくるけれども、実際、そのあたりはよく検討しましたか。

○来栖丈治委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

罰則等、今の過料等の話では、ちょっと当市のほうではわからないというか、調べてないところがございますが、その辺の罰則といいますか、指導に従わないところにつきましては、公表ができるということで、ほかの市町村でも行っているところでございますので、当市でもそのようにしたところでございます。

また、過料等まで行うことにつきましては、民間の業者が行うことでございますので、なかなかその辺まで踏み込めないところが実情であるかなとは考えております。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

矢口委員。

○矢口龍人委員

今回の条例では、廃止後に関する協定を結ぶことになっておりますけども、今までにはそういう協定なかったと思うけど、太陽光発電を設置してから、既にもう 10 年以上たったところもあるし、20 年もすると、大体廃止するような状況になると思う。その後が、結局、問題かなと思って、質問させてもらいますけど、その辺説明していただけますか。

○来栖丈治委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

これにつきましては、当市の条例の中では協定を結びまして、災害時、または廃止後の措置としまして、積み立てを行うことも設けてございます。

費用の積み立てにつきましては、撤去業者、建設業者、産業廃棄物の処理業者等の見積もりに基づいて、費用を積み立てていただくこと、また、それができないような場合には、建設費の5%以上を目安とすることが望ましい。その辺のところを規則で定めてございます。

それにつきましては、特定設置者ということで、出力が500キロワット以上の業者が対象でございます。

以上でございます。

○来栖丈治委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

そうしますと、以前のものに関しては、どういう措置されるのでしょうか。

○来栖丈治委員長

生活環境課長 廣原正則君。

○生活環境課長（廣原正則君）

この条例につきましては、施行年月日が来年の1月1日でございますので、それ以前の施設については、対象ではございません。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、暫時休憩します。11時10分から再開します。よろしくお願いいたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時10分

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。

次に、議案第58号 かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市民部から、特に補足説明等はございませんか。

市民部長 山内美則君。

○市民部長（山内美則君）

続きまして、議案第58号 かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての説明を申し上げます。

議案集36ページでございます。議案概要書では14ページでございます。

平成31年4月に住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたため、条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、氏に変更があった者の旧氏、旧姓につきまして、住民票等への記載が可能となりますことから、印鑑登録証明書にも、旧氏、旧姓を記載することとするものでございます。

施行年月日につきましては、令和元年11月5日でございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

つまり、結婚前の旧姓で住民票が登録されて、その後、結婚して名前が変わったけども、前の住民票というか、印鑑証明そのものが生きるということですか。ちょっとその点教えていただけますか。

○来栖丈治委員長

市民課長 加藤洋一君。

○市民課長（加藤洋一君）

今回の改正につきましては、戸籍上の現在使用している名前に、新たに戸籍上の旧姓を併記できるということでございます。

現在の氏名と、旧姓を括弧書きで併記をするものでございます。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ちょっと、住民票や印鑑証明のときに、今と、前を括弧書きにすると。印鑑証明そのものは、印鑑は2つあるのですか。ちょっとよくわからないので、そこをもう一回教えていただけますか。

○来栖丈治委員長

市民課長 加藤洋一君。

○市民課長（加藤洋一君）

失礼いたしました。

括弧書きの表記につきましては、マイナンバーカード等が括弧書きで表記をされます。

印鑑証明書につきましては、従来の氏名欄の脇に併記ということで、旧姓が表記をされるようになります。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

川村委員。

○川村成二委員

いまいち今の説明だとわからないと思うけども、印鑑登録自体は旧姓でつくった印鑑登録で登録しても、登録の印鑑の中に、名前が入っている、入っていない、関係ないですよ。印鑑としての登録ですよ。旧姓で登録して、結婚して改姓した場合に、改姓した名前で再度印鑑登録をしたときに、旧姓が印鑑登録証明書に併記されるということです。だから、印鑑そのものの云々ではないわけですよ。その辺がもう一度ちゃんと説明していかないと、私はそういうふうに理解しているので。

〔「両方使えるのか」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員

だから、印鑑そのものがどんなものであろうとも、関係ないわけですよ。

○来栖丈治委員長

市民課長 加藤洋一君。

○市民課長（加藤洋一君）

川村委員のおっしゃるとおりでございます。

私が説明したのは、住民票の証明書の話でございまして、併記をされるというのは、本人の申請に基づいて併記をされるもので、申請がない人に対しましては、従来の住民票どおり、申請がございました方につきましては、併記がされるということでございます。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）のうち、市民部の所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

市民部から、特に説明等はございませんか。

市民部長 山内美則君。

○市民部長（山内美則君）

議案第 60 号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 3 号）のうち、市民部所管の歳入歳出予算につきまして、ご説明申し上げます。

市民協働課長からご説明いたします。よろしくお願いいたします。

○来栖丈治委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

市民協働課長 中泉栄一君。

○市民協働課長（中泉栄一君）

それでは、議案第 60 号の一般会計の補正予算のうち、市民協働課所管の部分についてご説明させていただきます。

議案集が 50 ページ、議案概要書は 17 ページの一番上のところになります。

2 款 1 項 2 目 03 市民活動支援事業（政策）の 75 万 1000 円でございます。

訪れた人が花を楽しむ環境美化と花壇づくりを通して、コミュニティの活性化を図る市民活動の 2 つの目的を持って、長い間推進してまいりました花のみち事業でございますが、ボランティアの高齢化などの理由により、年々空き花壇がふえている現状がございます。

その対策として、空き花壇に市の花あじさいを植栽すべく、今年度、空き花壇に植栽するあじさいの苗を育成してくれるあじさいの苗づくりボランティアを募集したところ、多くの市民の方や、市内の全小・中学校が応募してくださいました。これらボランティアの皆様が、ご自宅や学校にあるあじさいの枝を挿し木して、現在、プランターなどで育てていただいているあじさいの苗は来年の 3 月ごろに花のみちの空き花壇へ植栽する予定となっております。

今回、これらのあじさい苗を植栽するための環境整備として、空き花壇に防草シートを張るための予算、具体的には防草シート代とシートを張る作業委託費を補正するものでございます。

説明は、以上でございます。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、市民協働課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

この 03 事業の 13 花壇管理等委託が、該当するのですか。

○来栖丈治委員長

市民協働課長 中泉栄一君。

○市民協働課長（中泉栄一君）

ここにある消耗品費が防草シート代、そして、その下の花壇管理等委託が、防草シートを張ってもらうための委託料になっております。この 2 つ合わせての 75 万 1000 円が、今回の補正予算でございます。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

消耗品にその防草シート、管理委託というのは、どこへ委託するのですか。

○来栖丈治委員長

市民協働課長 中泉栄一君。

○市民協働課長（中泉栄一君）

実際には、今後、探っていくことにはなるかと思いますが、今回のこの作業委託費の出し方につきましては、花壇の大きさもさまざまで、現在どこの花壇が空くかというアンケートも今とっているところでございます。ただ、平成 27 年度、平成 29 年度に生活環境課が花壇を担当しているときに、防草シートを張った実績がございまして、そこで掛かった経費と花壇の数で割って、それで 1 つの花壇につき幾らかかるということで、それを掛けた数字で今回出させていただいております。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

矢口委員。

○矢口龍人委員

この防草シートを張るというのは、これから調査して、場所決めていくということですが、既にもう防草シートを張ってある区間があって、今回、市の花のあじさいを植えるのは、どの地区、どの場所で、それで、このあじさいを植えます、防草シート張りますという内容がちょっとわかりづらいので、説明いただけますか。

○来栖丈治委員長

市民協働課長 中泉栄一君。

○市民協働課長（中泉栄一君）

一応、現在、市民の方に植えていただいているマリーゴールドがございまして、できる限りエリア分けをするような形で、今、植わっていますけれども、神立駅からマリーゴールド、あじさい、そしてアベリアといった形で分けていきたいと考えております。

現在、防草シートが平成 27 年度と平成 29 年度に張った防草シートのところと合わせて、そこから、神立駅寄りの部分をメインにして、防草シートを張りたいと考えております。

○来栖丈治委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

いや、防草シートを張ってしまうと、そこはもう植栽も、花も植えられない状態になると思うので、それを、私は聞いています。

○来栖丈治委員長

市民協働課長 中泉栄一君。

○市民協働課長（中泉栄一君）

防草シートを張って、そこに十字で切ったところにあじさいの苗を植えるということです。すみません。説明が足りなかったと思いますが、基本的に、管理をするに当たって、やはり、苗のうちは、大分雑草が生えてしまうことがございまして、とりあえず防草シートを張ったところに 1 メートルごとに十字を切って、穴をあけて、そこにあじさいの苗を植えているという形です。現在、実際に、苗というよりは、200、300 近くの株を寄附していただいたものがございます。今回、実験的にそういったものも植えてございまして、やはり、そういった形で、管理をしたほうが特に苗の場合には雑草に負けてしまうこともございますので、とりあえず防草シートを張って、十字を切って植えるというような形で考えております。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、議案第60号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）のうち、都市産業部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

都市産業部から、特に補足説明等はございませんか。

都市産業部長 鈴木芳明君。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

議案第60号 農林水産課所管の歳入歳出につきまして、農林水産課長の仲戸課長よりご説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○来栖丈治委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

農林水産課長 仲戸禎雄君。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

農林水産課所管に関する内容につきまして、ご説明いたします。

歳入よりご説明いたします。

議案集 48 ページをお願いいたします。

上段にございます2款3項1目森林環境譲与税、1節森林環境譲与税 296 万 6000 円の増額でございます。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行され、市町村及び都道府県が実施する森林の整備に関する施策及びその促進に関する施策の財源として、譲与が開始されるものでございます。

次に、中段にございます16款4項3目農林水産費県交付金、1節農業費交付金 1973 万 8000 円の増額でございます。

内容は多面的機能支払交付金の国の追加割り当て内々示に伴い、差額の 1973 万 8000 円を増額するものでございます。

歳入については、以上でございます。

次に、歳出について、ご説明いたします。

議案書 50 ページをお願いいたします。

下段にございます6款1項8目農地費、08 農地維持・資源向上対策事業 2631 万 7000 円の増額でございます。

こちらは、地域共同で行います農地の多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を支援するため、市内保全活動組織に交付している農地維持・資源向上対策交付金のうち、長寿命化に係る取り組みについて、当初の内示に加えまして、今回 45%の追加配分が示され、19 節農地維持・資源向上対策交付金に不足が生じるため、差額 2631 万 7000 円を増額するものでございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願い致します。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、農林水産課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
佐藤委員。

○佐藤文雄委員

1つは歳入のほうは、森林環境譲与税が入った。これは、今度の議案にある基金に積み立てるとい
うのが歳出だと思うが、そういうことですね。まず、1つは。

○来栖丈治委員長

農林水産課長 仲戸禎雄君。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

委員お見込みのとおりでございます。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それから、多面的機能支払事業費というのが、県支出金で当初よりも40%ぐらい増額されて、歳出
のほうでは、農地維持・資源向上対策事業2631万7000円とあって、長寿命化というような話ですが、
予算のときに、どういうふうに話したのか、ちょっと記憶がないですが、これについて具体的に説明
していただけますか。

○来栖丈治委員長

農林水産課長 仲戸禎雄君。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

こちらの事業につきましては、国のほうで交付単価として見ている内容が3つほどございます。

1つ目が、地域の土地改良区ですとか、そういったところの農地ののり面の草刈りですとか、水路
の泥上げ、農道の路面維持等といったものに活用する内容として、農地維持支払という内容がござい
まして、国のほうで、こちらにつきましては、10アール当たり3,000円という単価で見てございます。

2つ目が、資源向上支払ということで、同じく水路や農道、ため池などの軽微な補修や植栽による
景観形成や生態系保全など、地域で取り組む農村環境保全活動、こういったものに10アール当たり
2,400円、当市の場合ですと、長寿命化の取り組みもやっておりますので、10アール当たり1,800
円という単価で交付されるものがございます。

さらに、そこに、長寿命化に関する取り組みといたしまして、老朽化が進む水路や農道などの長寿
命化のための補修と、こういったものに取り組んでいるものに対して、10アール当たり4,400円とい
った形で交付金が支払われるものでございます。

全体の事業費のうち、最後に申し上げました長寿命化に係る取り組みにつきまして、当初国のほう
から示された内容が要求に対して40%ほどの内容でございました。今回、追加でこの分、45%追加配
分がございましたので、差額として、2631万7000円を追加で予算計上させていただいた内容でござ
います。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ということは、いろんな維持をする業務、事業に対して、交付金を充てるということですが、対象

となる交付金を受け取る側は、何かグループなのか、それとも、それぞれの事業者、農業を維持している個人個人の農業者の方が、それなりの維持、修繕なりをやれば、10 アール当たりの単価を支給するという事で理解してよろしいですか。

○来栖丈治委員長

農林水産課長 仲戸禎雄君。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

こちらにつきましては、市内に 21 組織、名前で申し上げると、例えば、東野寺地区資源保全活動組織ですとか、一の瀬保全会といった各地区に土地改良区等の活動組織がございます。そういった地区の取り組み面積、活動内容に応じて、交付している内容でございます。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

設楽委員。

○設楽健夫委員

この 45%の配分は、どのような形でなされるんですか。

○来栖丈治委員長

農林水産課長 仲戸禎雄君。

○農林水産課長（仲戸禎雄君）

地域の活動、取り組み面積に応じて、交付されることになります。

○来栖丈治委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

引き続き、説明を求めます。

都市産業部長 鈴木芳明君。

○都市産業部長（鈴木芳明君）

議案第 60 号、観光商工課所管の歳入歳出予算について、観光商工課長、根本課長よりご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○来栖丈治委員長

それでは、説明を求めます。

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

それでは、観光商工課所管の補正予算についてご説明を申し上げます。

初めに、歳入です。

議案集の48ページをお願いします。上段にあります15款 2 項 5 目 1 節商工費補助金のプレミアム付商品券事業補助金2,384万円です。10月から始まります 1 セット4,000円で5,000円分の商品券が購入できるプレミアム付商品券事業の差額1,000円の国の負担する分の補助金となっています。

次に、16款 2 項 5 目 1 節商工費補助金の自然環境整備交付金270万円です。雪入ふれあいの里公園内の工事に係ります県補助金です。工事内容につきましては、歳出のほうでご説明させていただきます。

次に、一番下にあります21款 5 項 7 目 1 節雑入のプレミアム付商品券売上金です。商品券の購入費

としまして、9,536万円を計上しています。

次に、歳出です。

議案集の50ページをお願いします。一番下にあります7款1項2目の16プレミアム付商品券事業(政策)です。消耗品費につきましては、必要品を精査し、不用額について減額をしています。

次に、印刷製本費につきましては、当初予算では、商品券の印刷を委託費で計上をしていましたが、国から商品券については、単価契約で実施するよう方針が示されましたので、支出項目の変更をしているものでございます。

通信運搬費につきましては、購入引換券の発送につきまして、確実に購入者ご本人に届けるため、特定記録郵便から簡易書留郵便に変更するなどの精査を行いまして、35万4000円の増額となっています。

委託料につきましては、先ほどの商品券の印刷の項目変更による減額です。

次のページになりますが、プレミアム付商品券交付金としまして、商品券を利用した店舗への購入代金の支払いをするもので1億1920万円を計上しています。

こちらには、歳入でご説明をしました国補助金と、雑入の商品券売上金を充てることとなります。

次に、3目観光費の09雪入ふれあいの里公園等管理運営事業(政策)です。修繕料としまして、ネイチャーセンターの受水槽内水空タービンポンプとフロートスイッチに不具合が生じていることから、交換をする経費を計上しています。

また、委託料及び工事請負費ですが、ネイチャーセンターから展望広場へ通じる遊歩道の路肩が雨水等で浸食され崩れてしまうを防ぐため、側溝を敷設する工事となります。

歳入でご説明をしました自然環境整備交付金を活用しますが、全体延長320メートルのうち139メートルにつきましては平成28年度に完成をしていますので、今年度は残り181メートル分となっています。

委託料につきましては、設計費となっています。

以上でございます。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、観光商工課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

これ、赤旗新聞に載っていたので、自治体により期間が異なるというのがあったんですが、東京都内の52自治体を調べたところ、自治体により、有効期限が異なることがわかりましたとなっているのですが、当市の有効期限と、近隣の有効期限はどうなっていますか。

○来栖丈治委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長(根本和幸君)

県内でも各市町村によりまして、スタートと終わりの時期がずれているということは確認をしています。

当市におきましては、10月1日から購入と使用が可能となりまして、使用できるのが、2月末日までと設定させていただいています。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

当市は、2月末ですか。3月31日まで使えるところもあるようですね。土浦市とか、近隣については、調べていらっしゃるでしょうか。

○来栖丈治委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

その辺は確認をしていません。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それから、子ども、子育て世代を対象になっているようですが、10月1日以降に生まれたお子さんは対象にならないと聞いていますが、いかがですか。

○来栖丈治委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

先ほど申し上げましたように、10月1日から開始をしますので、9月30日までに生まれた子どもさんまでが該当となるという事業でございます。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ということは、2016年4月2日から2019年9月30日まで生まれた世帯が対象になるということですよ。

○来栖丈治委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

お子さんのいる家庭は世帯ではなくて、お子さんの数によって、例えば2人いれば、2人分の、1人5セットまでですから、10セットまでが買えるということです。お子さんのいる家庭につきましては、世帯というよりは、お子さんの数でカウントをさせていただくことになります。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

いや、購入対象者の子どもさん1人当たりいいと思うが、2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれた子どもがいる世帯の世帯主と書いてあるので、子ども1人につき、最大2万5000円の商品券を2万円で購入できるというように書かれてあるものですから。子どもの出生が、2016年4月2日から2019年9月30日生まれまでなのかという質問ですが、いかがですか。

○来栖丈治委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

佐藤委員おっしゃるとおりでございます。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

それから、購入対象者ですが、いわゆる住民税均等割が課税されない人となっておりますが、これで間違いないですか。

○来栖丈治委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

佐藤委員のおっしゃるとおりでございます。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

今回は、当初2億8701万7000円、追加でいろいろもろもろ経費も入れて、1億1731万9000円、合計で4億433万6000円となっていますよね。

その財源の内訳が、国からの資金とその他とあるのですが、財源内訳のその他というのは、何でしたか。

○来栖丈治委員長

暫時休憩します。

休 憩 午前11時43分

再 開 午前11時43分

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

先ほどご説明をさせていただきました雑入で、商品券の売上金の9,536万円を充ててございます。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

古橋委員。

○古橋智樹委員

余り、流出していない湖山ポイントとの連携についての検討はどうでしたか。難しかったですか。

○来栖丈治委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

課内のほうでは、当初、そのような意見も出ましたが、実際に今回、国の指導している事業に準じている形なので、その辺がちょっと難しいので、今回は国に準じた形で事業を実施させていただいています。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

矢口委員。

○矢口龍人委員

販売窓口は、どういう状況でやるお考えですか。

○来栖丈治委員長

観光商工課長 根本和幸君。

○観光商工課長（根本和幸君）

10月1日から10日におきましては、千代田庁舎、霞ヶ浦庁舎、中央出張所で販売いたします。

その10日間が過ぎましたあとは、霞ヶ浦庁舎の観光商工課の窓口で販売をさせていただくようにしています。

○来栖丈治委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、議案第62号 令和元年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

建設部から、特に補足説明等はございませんか。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

議案第62号 令和元年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）について、齋藤水道課長より説明をいたします。

○来栖丈治委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

議案集59ページをお願いいたします。

議案第62号 令和元年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

本補正は、かすみがうら市上下水道料金徴収業務委託を次年度から5年間分、3億2,197万円を限度額に、債務負担を設定するものです。

上下水道料金徴収業務委託につきましては、平成27年度からかすみがうら市及び阿見町、平成29年度から土浦市が加わり、本年度までの5年間の長期契約により、現在3市町で共同委託を実施しております。

来年4月より、第2次委託として5年間共同委託を遅滞することなく行うため、3市町の申し合わせにより、本年度内に業者選定事務に着手し、業者の選定、事前契約、さらには業者による受託事業の準備期間等を鑑み、6年間の債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

以上です。よろしくお願いします。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

今、説明していただきましたけど、今、委託を受けているのは、第一環境でしたか。

○来栖丈治委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

そのとおりでございます。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

今、説明によると、かすみがうら市が第一環境でやっていた。ほかのところも、第一環境でやっていたのかわからないですが、それが阿見町と共同するようにしてコストを下げた。コストを下げたと私は聞いているんですが。それから、今度は土浦市とも共同することになって、さらにコストを下げた。今は第一環境だけど、次は5年間また委託をすることになるようですが、これは、第一環境になっているわけではないと。それを選定するのに、いろんな準備期間をもって、また公募するのかわかりませんが、そういう中身だから、第一環境に限っているわけではないと理解してよろしいですか。

○来栖丈治委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

全くそのとおりでございますが、第一環境も含めての考えでございます。

○来栖丈治委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

だから、長期契約で何%安くなるという話になっているのですか。

○来栖丈治委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

委託する前は、税抜きで7017万7000円でした。阿見町とかすみがうら市が共同で広域連携したときは、6,120万円です。土浦市が加わった平成29年度からは、5,854万円でございます。

○来栖丈治委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

だから、今後は安くなるから、さらに5年間ということにしたんですよね。別に過去のことですから、単年度契約でもいいのかと思うけれど、5年契約、長期契約にするから、これだけ安くなるというのが、今後あるわけですよね。

その現状は、5年契約の金額ですか。

○来栖丈治委員長

水道課長 齊藤 健君。

○水道課長（齊藤 健君）

単年で5,854万円掛ける5年間分が、3億円になってございます。

○来栖丈治委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号 令和元年度かすみがうら市下水道会計補正予算（第1号）を議題といたします。

建設部から、特に補足説明等はございませんか。

建設部長 石塚洋二君。

○建設部長（石塚洋二君）

議案第63号 令和元年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第1号）について、鈴木下水道課長より、説明を申し上げます。

○来栖丈治委員長

それでは、説明を求めます。

下水道課長 鈴木仁志君。

○下水道課長（鈴木仁志君）

議案集 61 ページをごらんください。

議案第 63 号 令和元年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、第2条資本的収入に 960 万円を追加し、資本的収入総額を 2 億 5780 万 7000 円とし、資本的支出に 764 万 1000 円を追加し、資本的支出総額を 7 億 9549 万円とするものです。

内容につきましては、県流域下水道施設霞ヶ浦浄化センターにおいて、老朽化施設の改築工事を実施しており、この修繕工事に変更が生じたことから、下水道建設負担金 764 万 1000 円を補正し、今年度負担総額を 2530 万 9000 円とするものです。

また、下段の第4条の表についてですが、ただいま説明の負担金補正に伴いまして、流域下水道事業の起債限度額に 960 万円を追加し、2,450 万円とするものです。

さらに、上段の第3条ですが、本年度4月1日からの公営企業会計移行に伴い、地方公営企業法施行令第4条に基づき、打ち切り決算としておりますが、今般それぞれ未収金が 1 億 4331 万 1000 円、

未払い金が 2324 万 5000 円と確定したため、補正をするものです。

説明は、以上になります。よろしくお願いします。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

県の下水の受け先である流域下水道施設が老朽化して、負担金が増額になった。これはいつわかったのですか。県のことから、一定程度、計画的に年度、年度にやるのではないかなと思いますが、おくれた理由は何かあるのですか。

○来栖丈治委員長

下水道課長 鈴木仁志君。

○下水道課長（鈴木仁志君）

茨城県下水道課より、今年度に入りまして、通知があったわけですが、内容につきましては、防災、減災、国土強靱化のための緊急対策を実施するための特別措置として、国費が当初予算を上回る額で配分されたことに伴い、老朽化した施設の改築、耐震対策等の事業費の増額を行う旨の通知がありました。

全体事業費が増額となり、市の負担する額も増加することから、流域下水道建設負担金の増額補正をお願いするものです。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

国のほうで減災、防災で対策をして、老朽化対策も含めて、それを国のほうで手当をしたわけでしょう。そうすると、国のほうのお金じゃないですか。それが、何で国のお金で修理をする、補修をするが、国のお金だけでは足りないから、県費も、また関係市町村にも負担してもらおうという意味ですかね。どうですか。

○来栖丈治委員長

下水道課長 鈴木仁志君。

○下水道課長（鈴木仁志君）

委員おっしゃるとおりです。下水道法の中に、市町村の負担という項目がございます。流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、管理に要する費用の全部、または、一部を市町村に負担させることができるというような形になっております。

以上です。

○来栖丈治委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。

昼食休憩といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます

それでは、昼食休憩といたします。

午後は 13 時 30 分から再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 8 分

再 開 午後 1 時 2 7 分

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。

次に、議案第 59 号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

消防本部から、特に補足説明はございますか。

消防長 雨貝 忠君。

○消防長（雨貝 忠君）

議案第 59 号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議案集 38 ページ、説明につきましては議案概要書 15 ページをお開きください。

内容につきましては、次長の片岡からご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○来栖丈治委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

次長兼消防総務課長 片岡 修君。

○次長兼消防総務課長（片岡 修君）

それでは、ご説明申し上げます。

（１）の第４条について、成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が 6 月 14 日に公布されました。

この法律の施行により、成年被後見人及び被保佐人の方々の人権が尊重され、共生社会の現実が整えられ、消防団員となる資格の見直しを行うものでございます。

本市の消防団においても、成年被後見人等について、改正地方公務員法が令和元年 12 月 14 日に施行となることから、施行期日を令和元年 12 月 14 日とするものです。

続きまして、(2) の第 13 条について、消防団員が会議及びイベントの広報活動等に参加した際の費用弁償の支出根拠が乏しいことから、改正するものでこれまでも、第 13 条中の訓練等から支出していましたが、訓練以外での支出根拠を明確にするためでございます。

施行期日は令和元年 10 月 1 日とするものでございます。

以上です。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、議案第 54 号 かすみがうら市教育支援センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

教育委員会から、特に補足説明等はございませんか。

教育部長 田崎守一君。

○教育部長（田崎守一君）

ご苦労様でございます。

それでは、議案第 54 号 かすみがうら市教育支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明をいたします。

議案集は 25 ページとなります。議案概要書は 10 ページをお願いいたします。

この条例はウエルネスプラザの新設に伴う議案第 53 号 かすみがうら市高齢者センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例に伴い、これまで高齢者センターの一部を利用して活動していた教育支援センターを専用の施設とするため、新たに条例を制定するものでございます。

説明は、以上です。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

矢口委員。

○矢口龍人委員

この移転先は、築何年ぐらいになっているのか。それと、その辺の機能といいますか、改修等を必要としていないのかどうなのか、説明いただけますか。

○来栖丈治委員長

学校教育課長 岩井雄一郎君。

○学校教育課長（岩井雄一郎君）

私どもの教育支援センターについてでございますが、平成15年に第1常陸野公園管理棟の2階の一部を利用いたしまして、開設いたしました。

その後、平成26年に現在の第1常陸野公園の海洋センター、プールに接しています現在の高齢者センター内に移転をいたしました。申しわけございませんが、現在の平成館のほうに移転をいたしました。建てたのは平成元年となっております。

それと、修繕につきましては、現在のところは、大きな修繕の予定はございません。

以上でございます。

○来栖丈治委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

特に修繕がないということですが、私はウエルネスプラザそのものについて、反対したという経過もあります。今の施設をそのまま使う。継続すればいいじゃないかなと思っておりますので、これについては、反対ということにします。

○来栖丈治委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は異議がございますので、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決をすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○来栖丈治委員長

起立多数であります。

よって、本案は、可決すべきものと決定いたしました。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、議案第64号 防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅲ期）請負契約の締結についてを議題といたします。

総務部から、特に補足説明等はございませんか。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

本日は、資料を用意させていただきましたので、これに基づきまして、入札の状況について、検査管財課長からご説明申し上げますとともに、今後の事業の見込み等につきまして、再度私のほうから説明をさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○来栖丈治委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

検査管財課長 貝塚裕行君。

○検査管財課長（貝塚裕行君）

それでは、議案第 64 号 防災行政無線デジタル同報系統合システム整備工事（Ⅲ期）請負契約の締結について説明をさせていただきます。

議案集は 64 ページ、議案概要書は 22 ページとなっております。

また、議案第 64 号に関しまして、検査管財課のほうから、資料といたしまして、合計 4 ページですが、3 ページまでを資料として提出させていただきました。

資料は、1 ページ目が入札結果調書、2 ページ目が仮契約書、3 ページ目が工事実績書となっております。

今回の防災行政無線の工事につきましては、屋外拡声子局設備 48 基の整備工事についてでございます。入札は、令和元年 7 月 31 日に実施をいたしまして、請負金額 2 億 3630 万 4000 円、相手方は N E C ネットエスアイ株式会社茨城営業所でございます、令和元年 8 月 15 日に仮契約を締結したものでございます。

以上でございます。

○来栖丈治委員長

引き続き、総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

本工事は、ご案内のように、防衛省の補助を受けまして、実施をしております、本年度と来年度の 2 カ年で実施する本第Ⅲ期工事でございます。

この第Ⅲ期工事は、屋外子局 50 基を整備することで、霞ヶ浦地区の屋外子局の全てのデジタル化が完了するものでございます。

しかしながら、発注に当たりまして、予定価格を設定するために、単価の入れかえを行ったところ、補助金交付決定額に相当する事業費が確保できないことから、北関東防衛局との協議により、48 基分の工事を発注し、落札に至ったものでございます。

ただし、入札により、差金が生じておりますことから、その活用につきまして、北関東防衛局との協議を行っております。

協議が整った際には、残る 2 基の工事を追加したいと考えております。

その際には変更契約について、議決をお願いすることになろうかと思っております。

事業の早期完了に向けて北関東防衛局との連絡を密に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

落札率が 94.02%で差金があったので、2基の工事も考えたいということだと思いますけど、その前に、何者が応札したのですか。

○来栖丈治委員長

検査管財課長 貝塚裕行君。

○検査管財課長（貝塚裕行君）

応札者は、1者でございました。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

1者応札ということですが、工事实績もありますね。

この実績を見ると、かすみがうら市は、Ⅰ期、Ⅱ期も同じNECネットエスアイですか。このときも、1者入札でしたか。落札率は幾らでしたか。

○来栖丈治委員長

検査管財課長 貝塚裕行君。

○検査管財課長（貝塚裕行君）

まず、工事实績書の上から4番目にございますⅠ期の部分ですが、応札者数が1者でございました。落札率が95.58%でございました。

その下のⅡ期でございますが、こちらはやはり、応札者は1者で、落札率が95%でございました。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

1者ということですが、これは、公募、いわゆる一般競争入札ですよね。一般競争入札でも、連続でⅠ期もⅡ期もⅢ期も1者だったということですね。

○来栖丈治委員長

検査管財課長 貝塚裕行君。

○検査管財課長（貝塚裕行君）

これはⅠ期からⅢ期まで一般競争入札で実施をしております。

対象業者数は23者程度ございますが、いずれの入札についても、応札した業者は1者という結果になりました。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

県内で、もうほとんどこういう防災無線はやられていますよね。こういう同報系統合システム整備工事が、茨城県内ではほとんどの44市町村で実績というか、全てやられておりますか。

○来栖丈治委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時43分

再 開 午後 1時43分

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

近隣の土浦市や石岡市等で整備していることは確認をしておりますが、県内全ての状況は把握してございません。申しわけありません。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

もうほぼ44市町村で整備していて、ないところは少ないかなと思うが、大体、いつごろの時期なのかよくわかりませんが、平成20年東日本大震災以降なのかどうか、わかりませんけども、そういうことも調査しておいてもらいたいなと思ったのですが、どうですか。

○来栖丈治委員長

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

資料もあると思いますので、調査をさせていただきます。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

簡単に言うと、もうほとんどそういう形ですみ分けをしている傾向があるように思う。これ、1者入札というのは、やはり、問題だなと思っております。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号 かすみがうら市立下稲吉中学校用地の取得についてを議題といたします。

総務部から、特に補足説明等はございませんか。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

内容的には、先般の全員協議会で説明をさせていただいたとおりですが、本日、先ほどの資料の最後の4ページに位置図をつけさせていただきました。現在の下稲吉中学校に隣接した敷地でございます。ご確認をいただきたいと思います。

以上でございます。

○来栖丈治委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

矢口委員。

○矢口龍人委員

この地図で見ると、浄水場と重なっているけど、これ、どういうことか説明いただけますか。

○来栖丈治委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時46分

再 開 午後 1時48分

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

これは、下図には、都市計画図を使用しております。その入っている点につきましては、その現在も何も建っていない地目畑ですので、一体の土地と見て引かれた線かと思われます。公図等を確認しますと、これは全く別の土地となっておりまして、ここに明示をさせていただいた赤い形状の土地が下稲吉 2273 番 16 で間違いはございません。

○来栖丈治委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

これは、特別措置法は適用になるのですか。

○来栖丈治委員長

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

収用法の関係かと思いますが、5,000万円控除が適用になってございます。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ことしかどうかよくわかりませんが、こういう土地の購入、市街化調整区域であっても、公共用地として購入できるという、何か特典みたいな改正があったと聞いているのですが、それは何かありますか。

○来栖丈治委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時49分

再 開 午後 1時50分

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

このような1筆買いの場合には、今までと何ら変更はないということでございます。けれども、私も報道等で確認した記憶がございますけれども、共有地等でその地権者が追えないとか、権利者が追えないというような場合に、行政が一定の期間使用するような措置がたしか、可決をされたか、施行されたかしております。近年で、土地の関係で大きな動きであったかと思えます。

このような1筆買いの場合、今回の購入のような件に関しましては、これまでと変更はございません。

○来栖丈治委員長

ほかに、ございませんか。

川村委員。

○川村成二委員

やはり、我々判断しなきゃいけない部分では、その取得価格の妥当性ですけども、これについては、どのように評価されますか。

○来栖丈治委員長

検査管財課長 貝塚裕行君。

○検査管財課長（貝塚裕行君）

取得価格につきましては、不動産鑑定評価を入れておりまして、その鑑定評価で近隣取引事例から算出されたもので、評価を受けております。価格については、それらのことから、公有財産取得価格等評価委員会を開催しまして、そちらで妥当性を確認していただいております。

○来栖丈治委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、議案第55号 かすみがうら市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題といたします。

市長公室から、特に補足説明等はございませんか。

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

補足説明等は、特にございません。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

森林環境譲与税が新しくできた。それをすぐさま活用するということにはならないと。どういうふうにそれを活用するかということも考慮して、基金に積み立てておいて有効活用しようというために基金を設けたという理解でよろしいでしょうか。

○来栖丈治委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

ただいまの佐藤委員からのご質問にお答えいたします。

森林環境譲与税につきましては、施行はされておりますけれども、実際に税金が課税される、皆様方から税金をお1人1,000円いただくことになっていきますけれども、本則課税になるのが令和6年度ということで私ども聞いております。

それに先立ちまして、森林環境譲与税を本年度から交付されるということでございます。

なお、今回交付される金額につきましては、本則で交付されるのが、令和3年度からでありまして、その約3分の1が交付されるということで、国全体で200億円と聞いております。

国全体ですけれども、令和3年度から600億円であると聞いておりまして、その暫定交付になるものを今後、森林の間伐でありますとか、人材育成、担い手確保のために活用するために、市町村へ交付されますので、その分を基金に積み立てをするという内容でございます。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

る説明いただきました。ということは、どこでもそういう環境だということですね。茨城県内だけじゃなくて、国の政策ですから、当初 200 億円が今度は 600 億円ぐらい森林環境のために交付をされるということになる。これ、全国的な形で、その基金という形をとっていると理解してよろしいですか。茨城県内は当然ですが。

○来栖丈治委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

全国的に全て基金かと申されますと、私どもそこまでは調べてはないところですけども、基金でなくとも、使用目的がきちっとしていれば、そちらに直接利用して構わないということになるようでございます。

そういった場合は、基金を積み立てせずに、その年度に、私どもですと、本年度、296 万 6000 円の収入を予定しております。けれども、そういったもので年度内に活用するのであれば、そのまま支出をするという形での支出のやり方もあると聞いてはおります。

ただ、私どもといたしましては、現在、使用目的につきまして、農林水産業課とこれから決めていくことになりますので、使用目的が決まるまでは基金での管理をしたいということでございます。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

茨城県内で全然調べていませんか。調べてなかつたらいいです。

○来栖丈治委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

県内の状況全て聞いてはおりませんけれども、状況としては、基金を設けるのが多いというようには聞いてはおります。ただ、どこというまではないようであります。

○来栖丈治委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市長公室から、特に補足説明等はありませんか。

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

議案第 57 号につきましても、特に補足説明はありません。

よろしくお願いいたします。

○来栖丈治委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）のうち、市長公室所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

市長公室から、特に補足説明等はありませんか。

市長公室長 辻 和徳君。

○市長公室長（辻 和徳君）

議案集 40 ページになります。

令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ 1 億 9663 万 5000 円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 188 億 2445 万 7000 円とするものでございます。

合わせて、債務負担行為の補正並びに地方債の補正を行うものでございます。

そのうち、政策経営課に所管する部分につきまして、政策経営課長から、ご説明をさせていただきます。

また、地域未来投資推進課の所管する部分につきましては、特に補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○来栖丈治委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いします。

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

それでは、説明させていただきます。

議案第 60 号にあります第 2 条債務負担行為の変更でございます。

こちらにつきましては、議案集 43 ページになります。かすみがうら水族館指定管理料につきまして、限度額を 3,900 万円から 3952 万 5000 円に限度額を上げるものでございます。消費税が 10 月 1 日から 8 %から 10 %へ増額とされることに伴う限度額の補正であります。

続きまして、地方債の補正でございます。臨時財政対策債の補正でございます。

こちらにつきましては、議案集 44 ページになります。臨時財政対策債が確定したことに伴います限度額を 5 億円から 5 億 5480 万円へ増額するものでございます。

続きまして、議案集 48 ページでございます。まず一番上でございます。事項別明細の説明をさせていただきます。

まず、2 款 3 項 1 目森林環境譲与税につきましては、先ほど基金の条例のところで説明をさせていただきましたように、収入につきましては、本年度 296 万 6000 円を見込んでいるものでございます。

続きまして、政策経営課で所管しております繰入金でございます。19 款繰入金 1 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金及び 2 目地域福祉基金繰入金でございます。

財政調整基金繰入金につきましては、財源手当のための繰り入れでございましたので、このたび 2080 万 5000 円を減額するものでございます。

地域福祉基金繰入金につきましては、私立保育所への支出がございましたので、その分の補正に合わせまして、101 万 2000 円を財源として繰り入れるものでございます。

続きまして、議案集 49 ページでございます。

市債のうち、7 目臨時財政対策債でございます。こちらにつきましては、先ほど限度額で説明をさせていただきましたように、5480 万円増額をして、5 億 5480 万円とするものでございます。

続きまして、歳出に入らせていただきます。

まず、2 款 1 項 6 目財産管理費でございます。補正額 514 万 4000 円のうち当課で所管しております 07 基金運用事業でございます。こちらにつきましては、先ほどの森林環境譲与税基金積立といたしまして、収入額と同額の 296 万 6000 円を積み立てする内容でございます。

続きまして、その下段、7 目企画費でございます。補正額 205 万 7000 円でございます。こちらにつきましては、自転車活用推進計画策定に係りますアンケート調査を実施するために、補正をさせていただくものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、政策経営課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

財政調整基金繰入金のマイナスについて、ちょっと説明していただけますか。

○来栖丈治委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

こちらにつきましては、今回の補正におきまして地方譲与税、さらには、国・県支出金等の収入が見込まれるものでございます。

さらには、臨時財政対策債の補正が確定いたしまして、収入額が歳出額を上回ったものでございますので、財源調整で入れておりました財政調整基金からの繰り入れを減額するものでございます。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ちょっと金額で、これとこれとこれでマイナスにしましたよ。その財政調整基金の減額の内訳を教えてくださいとわかりやすいと思いますが。

○来栖丈治委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

国・県支出金で 6330 万 2000 円でございます。国が 2972 万 7000 円、県が 3357 万 5000 円、さらに、諸収入で 9,536 万円、市債で 5,480 万円の収入がございました。さらに、先ほど申し上げさせていただきましたように、地方譲与税で 296 万 6000 円がございましたので、そちらの関係で財政調整基金を減額させていただく内容でございます。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

矢口委員。

○矢口龍人委員

この企画調整事業の自転車活用推進計画策定に係るアンケート調査業務委託とは、どういう内容ですか。教えてください。

○来栖丈治委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

国のほうで自転車活用推進法が施行されております。こちら、平成 29 年 5 月に施行されておりますので、これを受けまして、少々お待ちください。

○来栖丈治委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 2 時 0 8 分

再 開 午後 2 時 0 8 分

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

大変申しわけありませんでした。

自転車活用推進法につきまして、平成 29 年 5 月に施行されておまして、これを受けまして、平成 30 年 6 月に自転車活用推進計画が国で策定をされております。閣議決定ですね。

それを受けまして、茨城県のほうで、茨城自転車活用推進計画を平成 31 年 3 月に計画を策定したものでございます。

国のほうは、策定するものとなっておりまして、県及び市町村につきましては努力義務ではありませんけれども、自転車の活用する推進計画を本市におきましては、本年、来年度までに策定を目指しております。それに向けたアンケート調査を実施する内容の業務委託でございます。

○来栖丈治委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

そのアンケート調査実施するに、200 万円も予算かかるのですか。

○来栖丈治委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

こちらの内容につきまして、国のほうでは自転車専用道路の整備でありますとか、路外駐車場の整備、シェアサイクル施設の設備、さらには、自転車等の安全性を備えた供給体制等の整備をするような形で、推進法での基本方針が載せられております。

また、県におきましても、サイクリズムの推進における地域の活性化、こちらつくば霞ヶ浦りんりんロードの活用、さらには、自転車交通の役割の自転車空間の整備、自転車通行道路の整備等になるかと思われます。

また、事故のない安全で安心な社会の実現等目標とされているものがございまして、本市におきましても、そのようなものに活用するために、アンケート調査を実施するということでございます。

○来栖丈治委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

アンケート調査を実施する内容で、この 200 万円からのそういう予算が要するというのは、どういう内容かとお聞きいたしました。

○来栖丈治委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

アンケートを 2,000 点以上とりたいと考えているところでございます。市民を対象、さらには、自転車を活用している方にアンケートをとりまして、先ほど説明をさせていただきました国・県が目標としているものの計画に、我が市でどのようなものが合っているのかということで、計画策定していきたいという内容でございます。

○来栖丈治委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

どこか業者に委託するということですか。

○来栖丈治委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

業務委託を考えております。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

川村委員。

○川村成二委員

自転車に関しては、ちょうど昨日ですか、日本を代表するルート、ナショナルサイクルルートに、つくば霞ヶ浦りんりんロードが選ばれているとの新聞記事が出ていました。

今回のアンケートは、それにも対応するような内容にすることが必要なのではないのかと思いますが、現時点では、どのように考えているのでしょうか。

○来栖丈治委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

私も昨日だと思いますけれども、その記事を見ておりまして、この委託業務を予算要求した時点ではそこまでの考えは至っておりませんでしたけれども、今後、そのような形での対応をさせていただいているところでございます。

○来栖丈治委員長

川村委員。

○川村成二委員

この自転車に関しては、茨城県もすごい力を入れて取り組んでおります。

このつくば霞ヶ浦りんりんロードに係るエリアで、いろいろな行事が行われていますけれども、その広報が全然されていないように思います。

ですから、このアンケートについては、市民目線での広報のあり方も含めて、情報をどのように提供すればいいのか、そのアンケートのあり方自体をもう少し検討することが必要だと思いますが、いかがですか。

○来栖丈治委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

アンケートのあり方につきまして、情報の提供等につきましても参考とさせていただいて、分析させていただきたいと考えております。

○来栖丈治委員長

そのほかありませんか。

古橋委員。

○古橋智樹委員

ちょっと、私、説明を聞き漏らしたけど、臨時財政対策債 5480 万円の補正について、もう一度説明いいですか。

○来栖丈治委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

議案集 44 ページです。臨時財政対策債を当初予算 5 億円で限度額を設定しておりましたけれども、

臨時財政対策債の確定によりまして、5億5480万円とするものでございます。

○来栖丈治委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

そうすると、それとリンクして、地方交付税がことしはこれだけだから、臨時財政対策債はこういう枠でやってくださいという国・県の指南で設定したと理解してよろしいですか。

○来栖丈治委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

今、委員ご指摘のとおり、地方交付税の不足分を国と地方で折半をして、地方が負担するものが臨時財政対策債になってきます。

本年度の臨時財政対策債は5億5400万円でございます。昨年度は6億3800万円の臨時財政対策債でございました。8,400万円ほど減額となっております。

その背景といたしまして、今、委員ご指摘のとおり、地方交付税につきまして、34億1300万円が昨年度ありましたが、35億6200万円の普通交付税を見込んでいるところでございます。

こちらで約1億5000万円の普通交付税が増額になるということでございましたので、折半をする分の臨時財政対策債がその分減ったということでございます。

○来栖丈治委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

去年、おとしも、こういう流れありましたか。

○来栖丈治委員長

政策経営課長 槌田浩幸君。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

私の記憶では、昨年まではこのような減額はございませんでした。ことしからの減額と考えております。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

それでは、地域未来投資推進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

ここで、部署の交代をお願いいたします。

次に、議案第52号 かすみがうら市保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から、特に補足説明等はございませんか。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

補足説明等は特にございません。

○来栖丈治委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

霞ヶ浦保健センターへしょっちゅう行きますが、前は霞ヶ浦保健センターの委員でしたが、まだまだ使えますよね。ウエルネスプラザに集中することになりますが、今の霞ヶ浦保健センターは、どうなるのですか。

○来栖丈治委員長

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

移動した後の利用については、まだ決定はしてございません。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

利用が決定していないのに、解体という視野もあるのですか。だから、矢口委員も言ったように、全体の構想の中での位置づけ、建物の移動、もしくは、その解体ということも含めて総合的に見ないと、6億円だけじゃないということですよ。

それでは、今度は、千代田保健センターは、どうなりますか。

○来栖丈治委員長

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

千代田保健センターにつきましては、解体の方向で進んでおります。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

解体費用は見積もったのですか。

○来栖丈治委員長

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

解体費用につきましては、来年度の予算に計上していきたいと思っております。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ですから、霞ヶ浦保健センターは、用途が決まっていない。千代田保健センターは老朽化しているから、解体をする。そういうことになりますよね。解体費用はどのぐらいかかるのか、来年度予算化する。だから、後先、順序がまるっきり違うんじゃないかなという中身だと思いますが、これは保健福祉部のほうも含めて、行革・FM推進室と協議したのですか。

○来栖丈治委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

申しわけございません。ただいまのご質問幾つかございましたけれども、今現在の市の検討状況といたしましては、先般、廃校施設の活用状況、進捗状況ということで、全員協議会の中で報告をさせていただきました。その中で、旧穴倉小学校の転用に伴いまして、まず、霞ヶ浦保健センターにつきましては、転用をしていくということで、転用後の用途としては、今までの経過としまして、放課後児童クラブ等の拠点としての転用を調整していきたいという状況でございます。

千代田保健センターにつきましては、先ほどもありましたが、解体の方向になってございます。こちらは土地の一部が借地の状況、それから、建物の老朽化の状況などを把握して、解体という方向でございます。来年度以降、解体の設計、解体工事ということで調整をしていくということで、庁内の調整を進めている状況でございます。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

今、豊崎さんがおっしゃったように、保健福祉部のほうでは、その話をしなかったですよ。どうですかと言ったら、決まっています。でも、豊崎さんは放課後児童クラブのほうに転用したいと考えているとおっしゃいましたよね。

意思疎通がされてないのではないかな。

○来栖丈治委員長

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

こちらにつきましては、そういう検討状況ということで、庁内でも各部長がメンバーとなっており、ます公共施設等総合管理計画推進本部というのがございます。そこで、昨年度から、継続して検討はしてきているものでございます。まだ決定には至っておりません。そういう方向で検討がされている状況ですので、まだ決定ではないということで、ご理解をいただきたいと思います。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

私は共有していないのではないかと聞いたんですよ。決定に至ってなかったら、豊崎さんだって、そのことは決定に至っていないから、今検討中ですよと言って、答えられないじゃないですか。

でも、放課後児童クラブということも構想にありますよと言っちゃった。

一方は、部長クラスでは、お互いに情報を共有している、でも、言えない。だから、そういうところに矛盾があると言ったんですよ。共通認識を持っていかなければ、やはり、私たちの事業計画、まちづくりというのは、全員でやっていくべきだと思うんですね。

今、霞ヶ浦保健センターはそうですが、千代田保健センターはもう解体だということについては、全員協議会でその解体という話が決定したということで、報告されましたか。来年度の見積もりということまで話しをされていますか。

○来栖丈治委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時26分

再 開 午後 2時27分

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。

企画監 豊崎伴之君。

○企画監（豊崎伴之君）

先ほどの検討状況ということで、説明、答弁申し上げましたけれども、こちらの全員協議会で説明をさせていただいた内容につきましては、それに先立ちまして、庁内、庁議でも確認をして、説明に至っております。それは当然、保健福祉部とも共有をしている内容でございますので、その決定に至っていないということから、先ほどのような答弁だったのかと思います。

それから、手元に、先般の全員協議会での説明内容の原稿がありますので、もう一度申し上げます。霞ヶ浦保健センターは、放課後児童クラブ等の拠点としての転用の可能性を調整、千代田保健センターとかすみがうら高齢センターは、土地の保有状況や建物の状態から、来年度以降解体を進めてまいりますということで申し上げます。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

矢口委員。

○矢口龍人委員

ですから、そういった面でも、早く実行計画を示したらいいじゃないですか。

どうですか。出せないですか。これ、いつまでに出す。また、令和2年という話ですか。どんどん進んでしまうのではないですか。市民に一切、市民に知らせてないですよ。

全然、市の姿勢と違うじゃないですか。

○来栖丈治委員長

参事 木村俊夫君。

○参事（木村俊夫君）

こちらのほうは、一般質問の中で、矢口議員にご答弁を申し上げましたように、実行計画は、今、まだ表に出せるような状況にはなっていないというのが現状でございます。

早急につくるような形で考えております。こちらのほうは大変申しわけないのですが、お願いしたいと思います。

○来栖丈治委員長

矢口委員。

○矢口龍人委員

今、豊崎企画監がお話ししたような内容は、出せると思うよね。出せるところまで出したらいいじゃないですか。そうでないと、今言ったように、非常に皆の誤解を招くことだし、結局、その解体費用とか、何かだって当然、試算しなくてはならないことだろうし。そういったことをどんどん出していけないと。後で出しますと言ったら、結局事業が終わってしまうじゃないですか。

だから、その辺のところの管理をしっかりともらいたいと思う。何のために管理計画をつくっているのか、意味がなくなってしまうと思うんですね。

だから、早急に取りまとめて、出せるところまではどんどん出して、情報公開したほうがいいと思

いますよ。

○来栖丈治委員長

参事 木村俊夫君。

○参事（木村俊夫君）

委員のおっしゃるように頑張っていきたいと思います。

ただ、今、現状として、出せるような状態になってございませんので、早急に検討をさせていただきたいと思います。申しわけありませんが、よろしくお願いします。

○来栖丈治委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

今、審議の結果で明らかなように、これはウエルネスプラザにかかわってくることでありますので、私はこれについては、反対の立場ですが、より一層、こういう矛盾点というのが明らかになったのではないかと思う。

だって、霞ヶ浦保健センター及び千代田保健センター、当該施設に移転するために条例の一部を改正するものと言うけど、これはもう、限定的だよね。来年、再来年ですか、千代田保健センターは解体するわけだから、そうすると、また、この条例改正の中身が変わってくるじゃないですか。この千代田保健センターというふうに思うんですね。

そういうことで、私は反対ということです。

○来栖丈治委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、異議がありますので、起立によって採決します。

本案は、原案のとおり可決をすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○来栖丈治委員長

起立多数であります。

よって、本案は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号 かすみがうら市高齢者センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から、特に補足説明等はございませんか。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

補足説明はございません。

○来栖丈治委員長

以上で、説明は終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ウエルネスプラザにかかわっての問題なので、反対。

○来栖丈治委員長

ほかに、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、異議がありますので、起立によって採決します。

本案は、原案のとおり可決をすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○来栖丈治委員長

起立多数であります。

よって、本案は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）のうち、保健福祉部の所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

保健福祉部から、特に補足説明等はございませんか。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

それでは、令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）のうち、介護長寿課に関する部分につきまして、齋藤課長からご説明いたします。

○来栖丈治委員長

それでは説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

介護長寿課長 齋藤正通君。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

それでは、議案第60号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）、議案集40ページからになりまして、そのうち、50ページをお開きいただきたいと思います。

歳出に当たりまして、2款総務費1項総務管理費13目あじさい館管理費になります。内容といたし

ましては、あじさい館管理事業といたしまして、あじさい館にあります会議室１、２の冷暖房の設備工事のお願いするものでございます。

内容といたしましては、空調機が壊れてしまいましたので、空調機の屋外機１台、室内機８台を設置するものでございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

あちこちで冷暖房設備がふぐあい、不調ということで、市民からの苦情も多数寄せられておりました。

特にあじさい館については、これまでこういう大幅な修繕というか、冷暖房の改修、修繕は行っておりますか。

○来栖丈治委員長

介護長寿課長 齋藤正通君。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

例年、あじさい館の修繕費ということで、修繕料をいただいております。

昨年は、800万円のうち部分的に壊れた部分を修繕していたというのが現状でございます。大きい冷暖房の工事はございませんでした。

以上です。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

今回は台数、書きとめてなかったのですが、いずれにしても、これは何者かに委託というか、見積もりをとった結果、予算化したということですか。

○来栖丈治委員長

介護長寿課長 齋藤正通君。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

業者に見積もりをいただきまして、予算を計上させていただきました。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

何者ですか。

○来栖丈治委員長

介護長寿課長 齋藤正通君。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

こちらは１者でございます。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

川村委員。

○川村成二委員

この修理ですが、当初予算に計上できなかった理由は何かありますか。

○来栖丈治委員長

介護長寿課長 齋藤正通君。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

ことは暑かったわけですがけれども、年度途中で壊れてしまい、当初まで待てないという部分もございましたので、今回補正予算で計上させていただきました。

○来栖丈治委員長

川村委員。

○川村成二委員

冷暖房施設、環境設備は壊れてから直すとなると、こういうふうに議決を待って、修理をしなきゃいけない。時間がかかりますよね。市民が一番困るわけですよ。

ですから、設置年数等を考慮したメンテナンスをすべきだと思う。

それをされていなかったのですか。それをした上で、壊れたのか。壊れたものが例えば、10年以上たったものなのか、それとも新しくても壊れたのか。メンテナンスという面で予算をうまく計上して、対応していくことが必要だと思いますが、いかがですか。

○来栖丈治委員長

介護長寿課長 齋藤正通君。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

委員ご指摘のように、メンテナンスをして、計画を立てて修繕をする、改修をするなどは当然必要だと思います。

それで、例年、修繕料をいただいた中で、軽微な修繕をしていたのは事実でございます。今回、会議室1、2につきましては、全てが動かなくなってしまったという状況に陥ってしまいましたので、今回補正をお願いするものでございます。

以上です。

○来栖丈治委員長

そのほかございますか。

古橋委員。

○古橋智樹委員

今の齋藤課長の補足をいただきたいですけど、どういう壊れ方したのですか。ガスがなくなったのか、それとも消耗品がもう規格が古いから、取り替え部品がないのかとかですか。

○来栖丈治委員長

介護長寿課長 齋藤正通君。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

こちらの冷媒というものが、古くて、建物が20年を経過しているものなので、来年度からは、フロンガスの一部が使えないということもございます。

古くなってしまったので、新しい機械にかえなければいけないという状況もございましたので、今回補正で対応させていただいた部分でございます。機械が古くて、もうその代替のものがいないという状況の壊れ方です。

以上です。

○来栖丈治委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

そう聞くと、辛うじて動いてはいたということなのかなと思ったけど、そういうことですよね。全く電気系統が、急にオンにならなくなったということではないですよ。

○来栖丈治委員長

介護長寿課長 齋藤正通君。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

機械の状態でございますが、フロンガスの一部の販売が、来年度からされなくなってしまう機種のため、交換させていただくものでございます。

以上です。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

それでは、子ども家庭課について、補足説明等はございませんか。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

それでは、議案第 60 号のうち、子ども家庭課に関する部分について、幕内課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○来栖丈治委員長

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

子ども家庭課長 幕内浩之君。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

それでは、子ども家庭課所管の補正予算についてご説明いたします。

議案書 48 ページをお願いいたします。

まず、歳入になります。15 款国庫支出金 2 項国庫補助金 2 目民生費国庫補助金 2 節児童福祉費補助金 88 万 7000 円でございます。こちらは、民間保育所整備に係ります保育所等整備交付金の国負担分になっております。

続きまして、16 款県支出金 2 項県補助金 2 目民生費県補助金 4 節児童福祉費補助金 113 万 7000 円につきましては、認定こども園等施設整備交付金の県負担分となっております。

続きまして、歳出になります。50 ページをお願いいたします。

3 款民生費 2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費、説明欄の 11 子ども・子育て支援新制度事業 1 万 8000 円の増額についてです。こちらは、子ども・子育て会議委員の費用弁償に不足が生じるため、補正をお願いする内容でございます。

4 目児童福祉施設費、説明欄 04 私立保育所事業（政策）303 万 6000 円につきましては、認定こども園神立幼稚園の整備に対します国の補助基準額が増額されたため、差額分を補正する内容でございます。

ます。

説明は、以上でございます。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、子ども家庭課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
佐藤委員。

○佐藤文雄委員

神立幼稚園に対する、単純に増額ですか。前に対する増額でしょうか。

○来栖丈治委員長

子ども家庭課長 幕内浩之君。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

こちらにつきましては、当初、国の基準単価が9万1300円で計算をしておりましたが、平成31年度、令和元年度につきましては、国の単価が9万4400円、3100円ほど増額されたため、それにともないまして差額分を補正した内容でございます。

○来栖丈治委員長

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

ということは、神立幼稚園のほうは助かったということですか。

○来栖丈治委員長

子ども家庭課長 幕内浩之君。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

総事業費につきましては、変わりがないので、その分は増額された内容になります。
その分につきましては、神立幼稚園のほうでは得をしたという内容になるかと思います。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第60号に対する質疑が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

休 憩 午後 2時48分

再 開 午後 2時48分

○来栖丈治委員長

会議を再開いたします。

これより、議案第60号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

討論は、ございませんか。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

いろいろありましたけれども、私は今からでも消費税を増税はしないほうがいいということで訴えております。そういう意味では、特に、このプレミアム付商品券は、いろんな矛盾が露呈しております。そういう点で、この補正予算全体にかかわってしまいますが、賛成できないということです。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、異議がありますので、起立によって採決します。

本案は、原案のとおり、可決をすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○来栖丈治委員長

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第61号 令和元年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

保健福祉部から、特に補足説明等はございませんか。

保健福祉部長 寺田茂孝君。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

議案第61号につきまして、介護長寿課、齋藤課長より、ご説明を申し上げます。

○来栖丈治委員長

それでは、説明を求めます。

介護長寿課長 齋藤正通君。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

議案第61号 令和元年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明をさせていただきます。

議案集52ページからになります。今回の補正は歳入歳出予算の総額にそれぞれ254万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億8754万7000円とするものでございます。

それでは、57ページになります。

歳入といたしまして、3款国庫支出金2項国庫補助金1目介護保険事業費補助金37万4000円は、介護保険事業費補助金といたしまして、事業費の2分の1になります。

また、8款繰越金1項繰越金1目繰越金といたしまして、217万3000円となります。

続きまして、歳出といたしまして、58ページになります。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の02一般管理事業74万8000円は、介護保険システム改修委託が主なものでございます。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金の01国庫支出金等返還事業179万9000円につきましては、国庫支出金等の返還金になります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○来栖丈治委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤文雄委員

介護保険システム改修委託、台帳システム改修委託、それぞれ説明していただけますか。

○来栖丈治委員長

介護長寿課長 齋藤正通君。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

それでは、それぞれ説明欄にあります13節委託料でございます。介護保険システム改修委託でございますが、既存の業者が入っております。TKCという会社が改修をしていただくものでございまして、介護保険システムの平成31年度介護報酬等改定等のシステムの委託で66万円になります。

そして、その下、介護事業所台帳システム改修委託8万8000円につきましては、ニッセイという業者が入っております、介護保険の指定機関等の管理システムを改修するものでございます。

こちらどちらも、10月に介護報酬が改定されるという内容の改修と、あと消費税増税の関係になってございます。

以上です。

○来栖丈治委員長

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員会に付託されました議案等の審査は、全て終了いたしました。

そのほか、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○来栖丈治委員長

なれない議事進行で、皆様にご協力いただき、感謝申し上げます。

議事録を整理させていただきまして、今回慎重にご審議いただきました決定事項を本会議へ委員長報告させていただきたいと思っております。

それでは、令和元年第3回定例会議案審査特別委員会を閉会いたします。
ありがとうございました。

閉 会 午後 2時55分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和元年第3回定例会議案審査特別委員会

委員長 来 栖 丈 治